

就学援助制度

お子さんを学校へ通わせる上で必要な費用を支払うことが、経済的に難しいご家庭に対して、一宮市から援助を受けられる制度です。



◆ どのような場合に援助が受けられるの？ ◆

主な認定要件として、以下の項目があります。

生活保護を受けている方
市民税が非課税または減免された方（世帯全員について）
固定資産税が減免された方
国民年金保険料の掛け金が減免された方
国民健康保険税が減免または徴収猶予された方
児童扶養手当が支給されている方
上記には該当しないが、所得が教育委員会の定める基準以下の方

詳しいことは教育委員会 学校教育課へお問い合わせください。

◆ どのような援助が受けられるの？ ◆

学校給食費、入学時の学用品費、学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、野外教育活動費、医療費などが支給されます。

◆ 援助を受けるにはどうしたらいいの？ ◆

申請書に必要事項を記入、押印し、お子さんの通っている小中学校または、教育委員会学校教育課へ提出します。

申請書は、各小中学校または、教育委員会 学校教育課にあります。

◆ いつから援助を受けられるの？ ◆

認定要件を審査し、援助の対象となった場合は、基本的に申請月の翌月1日より援助を開始します。

◆ 気をつけることはありますか？ ◆

転出される場合や認定要件がなくなったり、世帯に変更があった場合などは、速やかに学校または、教育委員会 学校教育課までご連絡ください。

◆ どこに問い合わせたらいいの？ ◆

一宮市教育委員会 学校教育課へお問い合わせください。